

条例の制定・施行までの経過

日付	内容
令和6年 5月31日	京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチームを設置。「ケアラー支援条例をつくろう！ネットワーク京都（略称：京都ケアラーネット）」から、条例制定に当たっての要望書が提出される。 第1回プロジェクトチーム会議を開催。 京都ケアラーネットからの意見聴取を行う。
6月3日 ～6月30日	関係団体及びケアラー当事者の皆様からの意見募集を実施。 意見募集結果 【応募者数】106名・団体 【いただいたご意見】221件
7月12日	第2回プロジェクトチーム会議を開催。 ケアラー当事者の方にお越しいただき、直接ご意見をお聞かせいただくとともに、ケアラー支援に関する行政の取組について、市の関係部局からヒアリングを行う。
8月2日	第3回プロジェクトチーム会議を開催。 条例案の検討を行う。
9月4日	第4回プロジェクトチーム会議を開催。 市民意見募集に向けた条例案を取りまとめる。
9月6日 ～10月14日	条例案に対する市民意見募集（パブリックコメント）を実施。 意見募集結果 【応募者数】148名・団体 【いただいたご意見】392件
10月15日	第5回プロジェクトチーム会議を開催。 市民意見募集の意見を踏まえた条例案の検討を行う。
10月21日	第6回プロジェクトチーム会議を開催。 条例案を取りまとめる。
11月6日	令和6年9月市会の最終本会議に「条例案」を全議員で共同提案し、全会一致で可決する。
11月11日	「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」を施行。



11月11日、「介護の日」に合わせて施行したよ！



詳細は、京都市会のホームページをご覧ください。

市議員全員の
提案により

京都市

ケアラーに対する支援の 推進に関する条例ができました！

（令和6年11月11日施行）

社会全体でケアラーを支え、全てのケアラーが安心して
自分らしく、希望を持って暮らせる社会を目指して



「ケアラー」って??

高齢、身体上又は精神上的の障害、疾病、使用する言語などにより援助を必要とする家族や友人、身近な人を無償でケアする人のことです。



- 障害のある人や子どもの介護、子育てをしている。
- 高齢者が高齢者を介護している。
- 仕事をしながら介護をしている。
- ひきこもりや依存症などの家族をケアしている。
- 子どもが、家族等のケアを日常的に行っている。
- 日本語が第一言語でない家族のために通訳をしている。など

京都市会では、令和6年11月に、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例（ケアラー支援条例）」を制定しました。

この条例では、ケアラーを社会全体で支え、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目指し、ケアラー支援を行うに当たっての理念や役割、基本的施策などを定めています。

京都市会では、近年のケアラーに対する支援の必要性の認識の高まりや、京都における条例制定を目指す関係団体の活発な市民活動を背景に、議員提案による条例制定を目指して、各会派の代表者で構成するプロジェクトチームを設置し、議会一体となって取り組んできました。

条例の制定過程では、プロジェクトチームを中心に、当事者や関係者の皆様からご意見をお伺いして検討を重ね、さらに市民意見募集（パブリックコメント）を実施し、議会全体で、皆様の思いを最大限反映した条例案を取りまとめました。そして、市議員全員で条例案を共同提案し、全会一致で可決しました。



京都市は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

京都市会

発行：令和6年11月／京都市会事務局調査課
京都市印刷物第064748号

ケアラーに対する支援の推進に関する条例の主なポイント



条例の特徴
分かりやすく解説するよ!

京都市会
マスコットキャラクター
マタリーヌ

前文では、京都ならではのこれまでの取組を踏まえて、京都市として、**全てのケアラーが自分らしく生きることができる社会の実現**を目指すという決意を掲げているよ!

条例の全文はこちらから



POINT 1

関係者の声を丁寧に聴いた条例制定過程

条例の制定過程では、当事者や関係者の意見を丁寧に聴きました。パブリックコメントの期間も十分に確保し、いただいた意見や当事者・関係者それぞれの思いをしっかりと前文と本則に反映して条例を作成しました。

POINT 2

社会を支える「ケア」を定義

ケアラーが担っている「ケア」は、人生の中で誰もが関わり得るものであり、社会を支える必要不可欠な営みとしてとても大切なものです。この「ケア」の重要性をしっかりと認識するため、条例では「ケア」という言葉そのものを定義しています。

POINT 3

ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援

若い世代のケアラーへの支援においては、成長・発達の過程や、進学や就職の選択、キャリア形成などの人生の重要な移行期にあることを考慮し、適切な支援を行うこととしています。特にヤングケアラーについては、学校においてしっかりと把握して適切な支援につなげることが大切です。

POINT 4

広報・啓発の役割

社会全体におけるケアラーに関する理解を向上させるとともに、潜在的なケアラーに自分がケアラーの役割を担っているということに気付いてもらうことで、支援につなげることを目指します。そのために、様々な年齢の人などにも分かりやすい広報・啓発となるように配慮します。

POINT 5

実施体制の整備・協議の場の設置

ケアラー支援の推進に当たっては、計画を策定し、京都市が全庁横断的に連携して実施していきます。また、ケアラーやその関係者から積極的に意見を聴くための協議の場を設置して、計画の策定や施策の検討を進めます。

POINT 6

財政上の措置

ケアラー支援に関する施策を実施するために必要な予算など、京都市が財政上の措置をきちんと講じることを定めています。

基本理念

- 全てのケアラーが自分らしく、健康で文化的な生活を営むことができるようにすること。
- ケアを必要とする人の家族等のみに負担が集中したり、家族等が孤立したりすることのないよう、**社会全体で支えること。**
- それぞれのケアラーが置かれている家庭環境や日常生活で使用する言語など、ケアラーの**多様性に配慮**しつつ、個々のケアラーの意向を尊重し、ケアラーの実態を踏まえた適切な支援とすること。
- ヤングケアラー支援は、**ヤングケアラー自身の意向を適切に把握して尊重**したうえで、適切な教育の機会を確保し、心身の健やかな成長及び発達並びに自立が図られるようにすること。
- ヤングケアラーから若者ケアラーへの移行など、年齢、境遇、ケアの内容などケアラーを取り巻く状況の変化に応じて、**ケアラー支援が適切かつ切れ目なく行われる**ようにすること。

私たちの役割

京都市の責務

- ◎ 施策の総合的・計画的な実施
- ◎ 早期かつ適切な実態把握
- ◎ 関係者間での緊密な連携・調整
- ◎ 市民や事業者がそれぞれの役割を果たすための支援

市民等の役割

- ◎ ケアラーを社会全体で支えることの必要性の理解
- ◎ 京都市の施策への協力

ケアラーや支援者だけでなく、**市民みんなで考え、行動することが大切**なんだね!



事業者の役割

- ◎ ケアラーである従業員への支援

学校等の役割

- ◎ 潜在的なヤングケアラーの把握と支援
- ◎ ヤングケアラーからの相談への積極的な対応
- ◎ ヤングケアラーであることに関連するいじめ等による学生生活への支障に対する配慮

共通の役割

- ◎ ケアラー支援の必要性の理解
- ◎ 京都市、他の関係機関、民間支援団体等との連携

これからの京都市の基本的施策

- ▶ ケアラーに対する包括的な支援に関する施策
- ▶ ケアラーの多様性に配慮した、支援に関する情報提供と、適切な支援につなげるための相談支援についての体制の整備に関する施策
- ▶ ケアラーがケアの方法等に関する理解を深めるための支援に関する施策
- ▶ 一時的なケアの提供など、ケアラーの負担を軽減するための支援に関する施策
- ▶ ケアラーの修学・就業についての支援に関する施策
- ▶ ケアラー同士の交流の場の提供など、ケアラーが互いに支え合う活動の促進に関する施策
- ▶ ケアラー支援を担う人材育成に必要な研修の実施、情報提供に関する施策